

2025年4月1日以降始期用

会員総合補償制度のご案内



適用
団体割引率

医師賠償責任保険

20%

団体総合生活保険

所得補償・団体長期障害所得補償
がん補償・医療補償・介護補償・傷害補償

5%

今年度から
WEBで
お手続き
可能に
なりました

2025年2月28日
(加入締切日)
までは

更新・変更の方と、締切日までの新規加入の方は、右記二次元コードよりお手続きください。詳細はP1をご確認ください。
※現在ご加入の方につきまして、前年同等プランでご継続いただく場合にはお手続き不要(自動更新)です。
※現在ご加入の方で加入締切日以降に加入内容の変更を希望される方は、取扱代理店までお申し出ください。



新規加入の方は
(中途加入)

加入締切日以降に、新たにご加入を希望される方は、右記二次元コードよりお手続きください。



加入締切

2025年2月28日(金)

中途加入

保険期間

2025年4月1日 午後4時～
2026年4月1日 午後4時(1年間)

毎月月末までにWEBでご加入手続きをしていただいた場合、お手続きの翌月1日から2026年4月1日午後4時までの保険期間となります。

※この保険にご加入できるのは医療情報研究倶楽部の会員の方に限ります。保険の対象となる方(被保険者)の範囲につきましては、各種目のページをご参照ください。会員でなくなった場合は取扱代理店までお申し出ください。

医療情報研究倶楽部

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

NEW!

e-CHOICEお手続き方法

今回の更新からweb上でお手続きできるようになりました！
この機会に是非ご契約内容をご確認ください。

ここからスタート



下記URLにアクセス、もしくは、スマートフォンは
二次元コードから「お手続きサイト」にアクセスください。



<http://ezoo.jp/ds2/mic2504>



※加入締切日以降に新たにご加入を希望される方は、裏表紙のQ&A4の二次元コードよりお手続きください。
※既加入の方で加入締切日以降に加入内容の変更を希望される方は、取扱代理店までお申し出ください。

新規にご加入の方

- 1 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「お客様番号」を入力します。

※「お客様番号」には携帯番号をハイフンなしで入力してください。

- 2 「上記の内容で登録する」をタップします。

更新の方 加入内容の確認、被保険者追加申込手続等

- 1 「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「お客様番号」を入力します。

※お客様番号は郵送済の「更新内容の案内」に記載されています。そちらをご準備の上、ご入力ください。

- 2 メールアドレスを登録します。

- 3 ID案内メール、パスワード発行メールを受信します。
ID案内メールのURLをクリックします。

- 4 お手続きサイトにログインします。
パスワード発行メールのパスワードを入力します。

- 5 「お手続きはこちらから」をタップします。



パスワードがロックされてしまった・・・等、手続きや操作のご不明点は代理店までご連絡ください!



【1-3億タイプ⇒2-6億タイプへの変更方法】

2020年4月、民法改正により法定利率が5%から3%に引き下げられました。これにより、逸失利益が増えたため、結果的に損害賠償額が以前よりも高額になるケースが多くなります。高額賠償のリスクに備えて2億円以上のプランをおすすめしております。

(1) 補償を見直すをクリックします。



(2) 保険と対象となる方(被保険者)に関する情報をご選択ください。(勤務医師 or 勤務歯科医師)



(3) 加入中のタイプを確認し、
①変更希望(Z2)のタイプの口数を選択します。
②「選択する」ボタンをクリックします。



(4) ①「選択中」の列に変更後のタイプが表示されます。
②「確定する」ボタンをクリックします。



(5) その他の補償を見直し、「補償を確定し次へ進む」をクリックします。



(6) 医師賠に関する告知にご回答します。



補償変更の手続きは以上です。(6)以降は画面遷移に沿ってお手続きを進めてください。

医師賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款+医師特別約款) 勤務医向け

団体
割引 **20%** 適用

注意 歯科勤務医師の方は、お手数ですが取扱代理店までご連絡賜りますようお願いいたします。

被保険者(ご加入の先生方)または被保険者の業務の補助者が日本国内で医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因して患者の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし医療上の事故(患者の身体の障害)が保険期間中に発見された場合に限りです。



高額化する損害賠償金に合わせて、**2億円以上の補償**をお勧めします。
専門性の高い事故対応体制が整っています!

こんな事故例があります!

[出典]判例タイムズ

事例1



心臓カテーテル検査後に感染性心内膜炎及び脳動脈瘤破裂が生じて重度の後遺障害が残存した事案について、担当医師の感染性心内膜炎の検査・診断・治療義務違反の過失を認め、1億4,983万円が認容された。

事例2



イレウス手術のための麻酔によって患者が心停止を来し、大脳皮質障害を原因とする植物状態に陥った事案で、術前の検査・診察を怠り、患者の状態に応じた麻酔方法をとらなかった過失があるとされ、1億1,302万円が認容された。

POINT

● 医療業務中の事故を補償します

医療業務によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)を与えてしまった場合に補償します。

● 指揮・監督責任を問われた場合も補償!

直接指揮監督下にある看護師等が行った医療業務による事故で、その指揮・監督責任を問われた場合も補償します。

● 出張診療中も対象!

出張診療中に起こした医療事故も対象となります。

● 刑事弁護士費用も補償されます

詳しくは「補償の概要等」をご覧ください。

(刑事弁護士費用担保特約条項(医師特別約款用)がセットされています。)



※美容を唯一の目的とする医療行為は保険金のお支払い対象外となります。

支払限度額・保険料表(月払)

おすすめ

		Z1(1億)タイプ	Z2(2億)タイプ	Z3(3億)タイプ
補償内容	支払限度額 (補償限度額)	対人 1事故 1億円 保険期間中 3億円 免責金額なし	対人 1事故 2億円 保険期間中 6億円 免責金額なし	対人 1事故 3億円 保険期間中 9億円 免責金額なし
保険料		年齢にかかわらず 3,390円	年齢にかかわらず 4,300円	年齢にかかわらず 5,210円
			その差わずか 910円	その差わずか 910円

● 日本医師会A会員の先生は上記タイプにはご加入いただけません。取扱代理店までお問い合わせください。

● 開業医の方はご加入いただけません。取扱代理店までお問合せください。

● 産業医等活動保険にご加入を希望される際は別途代理店までご連絡ください。

開業予定の先生方へ

本保険は医療事故における勤務医師個人としての責任を補償する保険契約です。

開業される際は、変更手続き等が必要となりますので、お手数ですが、必ず事前に取扱代理店までご連絡賜りますようお願いいたします。

保険の対象となる方(被保険者)^(*)の範囲は?

医療情報研究倶楽部会員である勤務医師
医療情報研究倶楽部会員以外の方は、この保険に加入することができません。

(*)この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。

病気やケガで働けなくなった時に…

所得補償

動画もご用意しています。
こちらからご覧ください。



団体
割引

5% 適用

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、最長1年保険金をお支払いします^(※1)。
(※1) 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

病気やケガによっては入院期間が長くかかります。



病気で入院!
仕事への復帰には、
日にちがかかりそう。
所得は減少・・・

主な病気・
ケガの平均入院日数

脳血管疾患 **77.4日**
骨折 **38.5日**
高血圧性疾患 **47.6日**

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから

所得の減少を補償する「**所得補償**」だと安心です。

POINT

● 1日目からしっかり補償!

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、保険金は1日目からお支払いします。

● 所定の精神障害による就業不能を補償します (精神障害補償特約(ハ)(所補補償用)がセットされています。)

● 「地震 噴火 津波」による病気やケガも補償します!(天災危険補償特約(所得補償用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

● 業務上・業務外を問いません

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気、ケガで仕事を休まれた場合でも、保険金をお支払いします。

● 入院はもちろん自宅療養もカバー

治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

1口あたりの保険料表(月払)

- てん補期間^(※1):1年
- 免責期間^(※2):0日
- 引受対象年齢:79歳以下(保険の対象となる方(被保険者)ご本人は会員本人に限ります。)
- 月額保険金額:10口10万円(上限口数20口まで)^(※3)

(単位:円)

加入年齢	Sタイプ	加入年齢	Sタイプ	加入年齢	Sタイプ
20~24歳	1,190	40~44歳	2,120	60~64歳	3,340
25~29歳	1,320	45~49歳	2,530	65~69歳	5,070
30~34歳	1,490	50~54歳	2,960	70~74歳	6,830
35~39歳	1,790	55~59歳	3,170	75~79歳	10,460

保険料計算式

$$\text{年齢別の保険料} \times \text{ご加入口数} = \text{ご加入の保険料}$$

口数の決め方 平均月間所得額の範囲内(賞与を含む年収の1/12)を限度に設定してください。

保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

保険金のお支払い例

加入条件 | てん補期間 1年間 | 免責期間0日 | 月額保険金額:10万円×6口(Sタイプ)

事故事例 所定の精神障害を被り、1ヶ月間入院した。その後、6ヶ月間就業不能となった。

60万円 × 1ヶ月 + 60万円 × 6ヶ月

受取る保険金合計

420万円

※1ヶ月未満の就業不能期間が発生した場合は、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

※上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

● ご加入の月額保険金額は、平均月間所得額^(※4)の範囲内、かつ、上限口数以下で設定してください。

(※1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

(※2) 保険金をお支払いしない期間

(※3) 口数の決定方法:「平均月間所得額^(※4)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(※4) 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得^(※5)の平均月額をいいます。

(※5) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」およ

び「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
● 保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。
● 上記保険料は基本級別1級(医師等の職種の方)の方を対象にしたものです。それ以外のご職業については、取扱代理店にご相談ください。
● 同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。
● 団体契約の始期日時点(2025年4月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。

団体長期障害所得補償

団体割引 **5%** 適用

【長期補償プラン】 所得補償と合わせて安心! 所得補償と必ずセットでご加入ください。

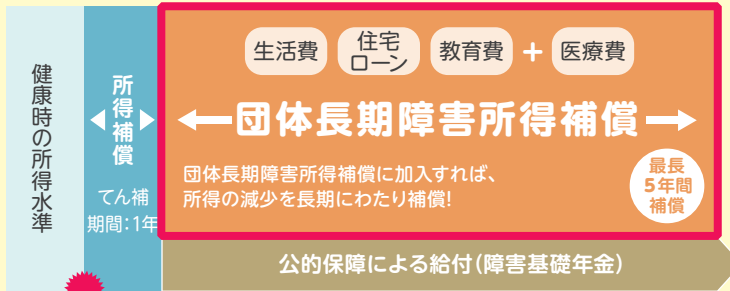
病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^(※1)を超えた場合に、最長5年間の長期間にわたり保険金をお支払いします。

(※1) 保険金をお支払いしない期間をいいます。

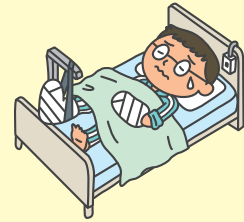


病気やケガで
長期間働けなくなったとき
今の収入はどうなるんだろう?

補償イメージ(例)

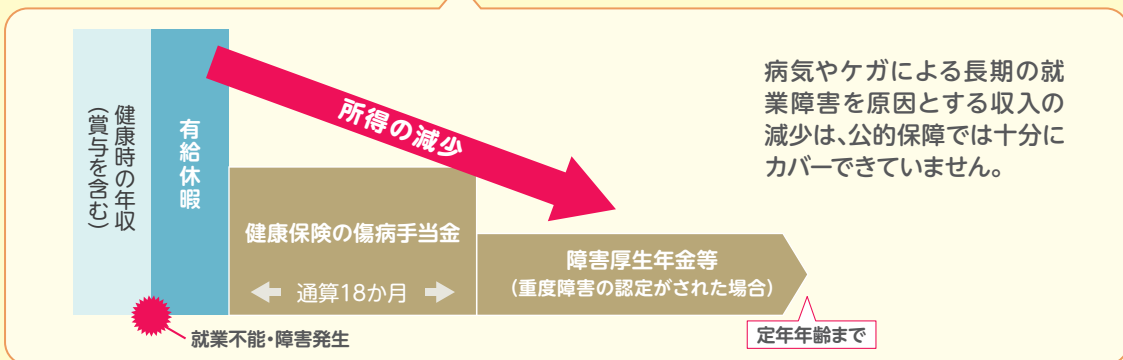


先生方の公的保障には限界がございます。
万が一、長期にわたり医療行為ができなくなると経済的ダメージは相当大きなものとなります!



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。

就業不能・障害発生



病気やケガによる長期の就業障害を原因とする収入の減少は、公的保障では十分にカバーできていません。

就業不能・障害発生

定年年齢まで

だから 長期就業障害(所得の減少)を補償する「**団体長期障害所得補償 (GLTD)**」だと安心です。



POINT

● 認知症・メンタル疾患補償特約セット

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

● 長期的な補償!

所得補償は一時的な収入の減少を補てんする補償ですが、団体長期障害所得補償は1年以降の長期的な収入の減少を補てんする補償です。

● 「地震 噴火 津波」による病気やケガも補償します!(天災危険補償特約(団体長期障害所得補償用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

● 団体契約だけ!

個人ではご加入いただけない、団体契約のみご加入可能な補償です。

● 一部復職後も対象!

免責期間(365日)経過後一部復職した場合も就業に支障があり、一定割合(20%)超の所得喪失がある場合、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

1口あたりの保険料表(月払)

- てん補期間(*1): 団体長期障害所得補償5年
- 免責期間(*2): 団体長期障害所得補償(365日)
- 引受対象年齢: 満69歳以下(新規加入の場合、満65歳以下、保険の対象となる方(被保険者)ご本人は会員本人に限ります。無給休職者も含まれます。)
- 月額保険金額(支払基礎所得額): 1口10万円(上限口数20口まで)(*3)

(単位:円)

加入年齢	Lタイプ	
	1口あたりの保険料	
20~24歳	320	
25~29歳	350	
30~34歳	390	
35~39歳	500	
40~44歳	790	
45~49歳	1,310	
50~54歳	2,320	
55~59歳	4,050	
60~64歳	7,090	
65~69歳	10,830	

加入年齢	Lタイプ	
	1口あたりの保険料	
20~24歳	200	
25~29歳	250	
30~34歳	360	
35~39歳	560	
40~44歳	980	
45~49歳	1,610	
50~54歳	2,730	
55~59歳	4,310	
60~64歳	6,700	
65~69歳	9,300	

保険料計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年齢別の保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{ご加入口数} \\ \hline \text{口} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{ご加入の保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

口数の決め方 平均月間所得額の範囲内(賞与を含む年収の1/12)を限度に設定してください。

支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額を超える場合には、平均月間所得額を支払基礎所得額としてお支払いする保険金の額を算出します。他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

●ご加入の月額保険金額(支払基礎所得額)は、平均月間所得額(*4)の範囲内、かつ、上限口数以下で設定してください。

(*1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間(ただし、団体長期障害所得補償においてセットされる認知症・メンタル疾患補償特約の対象となる精神障害については2年を限度にお支払いの対象となります。)

(*2) 保険金をお支払いしない期間

(*3) 口数の決定方法: 「平均月間所得額(*4)」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(*4) 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得(*5)の平均月額をいいます。

(*5) 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)や性別によって異なります。

●同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。

●団体契約の始期日時点(2025年4月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。

保険の対象となる方ががん^(※1)と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

(※1) 補償対象となる「がん」についてはお手続きサイトに掲載の「補償の概要等 がん補償」をご参照ください。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



がんは
気になる病気よね…

日本の「がん(悪性新生物)」の総患者数は、約**465万人!**

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	胃	結腸および直腸	肝および肝内胆管	気管、気管支および肺	乳房
総数	28.1	32.4	8.9	32.8	83.8
男性	18.7	16.8	6.2	19.5	0.6
女性	9.5	15.6	2.7	13.4	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ
2人に1人が、
がんと診断されると
言われています。

心配なのは、
医療費!

さらに

医療費・自己負担額の例
(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円
合計	約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

まとまった**資金の準備**ができると安心です。

POINT

● **通院も安心! 1日からOK!**

入院したときは、入院前や退院後の通院日数に対し、通院保険金をお支払いします。(1回の入院(日帰り入院も含みます。))の原因となったがんの治療のための通院について45日が限度となります。)

※がん通院保険金の支払事由変更に関する特約セットタイプの場合

● **入院は1日目から無制限で補償**

入院保険金は1日目から支払い日数の制限無く補償します。

● **手術は何回でも補償!**

手術保険金は何回でもお受け取りになれます。^(※2)

(※2) 時期を同じくして^(※3)2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

(※3) 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

● **「上皮内新生物」・「白血病」も補償!**

● **退院後も安心!**

20日以上継続して入院し、退院されたときには、退院後療養保険金をお受け取りになれます。

※CAタイプ、CBタイプの場合

CBタイプ(充実プラン)

● **がん再発転移**

がんで所定の治療^(※4)を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。

(※4) 所定の治療については、WEBに掲載しております「補償の概要等」をご確認ください。

● **がん生活支援**

以下の場合に、毎年1回、最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。

① がんと診断確定されたとき(第1回がん生活支援保険金)

② てん補期間^(※5)中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療^(※6)を受けたとき(第2回以後がん生活支援保険金)

(※5) がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

(※6) 所定の治療については、WEBに掲載しております「補償の概要等」をご確認ください。



お支払いする保険金・保険金額

	C0タイプ	CAタイプ	CBタイプ
がん診断保険金		300万円	
がん入院保険金(日額)		何日でも 30,000円	
がん手術保険金		何回でも がん入院保険金日額の10・20・40倍	
がん通院保険金(日額)	15,000円	—	—
がん通院保険金の支払事由変更に関する特約(日額)	—	15,000円	—
がん通院保険金の補償拡大特約(日額)	—	—	15,000円
がん退院後療養保険金	—	—	10万円
がん重度一時金	—	—	100万円
がん生活支援保険金	—	—	①がん生活支援保険金額第1回 50万円 ②がん生活支援保険金額第2回以後 50万円
がん再発転移保険金	—	—	治ゆや最終の診断確定日 からの期間にかかわらず 300万円
がん特定手術保険金	—	—	50万円
がん葬祭費用保険金	—	—	100万円 限度

- この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとして、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

保険料表(月払) ●引受対象年齢:満5歳以上満89歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。

(単位:円)

加入年齢	C0タイプ	CAタイプ	CBタイプ
20~24歳	450	500	670
25~29歳	830	990	1,330
30~34歳	1,680	1,980	2,540
35~39歳	2,440	3,060	4,100
40~44歳	3,560	4,600	6,300
45~49歳	5,150	6,740	9,300
50~54歳	7,340	9,590	13,700
55~59歳	11,340	14,640	21,270
60~64歳	17,150	22,040	31,730
65~69歳	23,750	29,760	43,160
70~74歳	30,100	37,630	54,410
75~79歳	35,980	44,360	65,340
80~84歳	41,700	50,920	75,540
85~89歳	46,650	56,400	83,260

- 保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年4月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

NEW!

- がん補償には、医療情報研究倶楽部の会員およびそのご家族の方(配偶者・子供・両親・兄弟および会員本人と同居の親族)がご加入いただけます。ただし、団体契約の始期日時点(2025年4月1日現在)の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。保険料表に記載のない保険料は取扱代理店にお問い合わせください。

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

医療補償

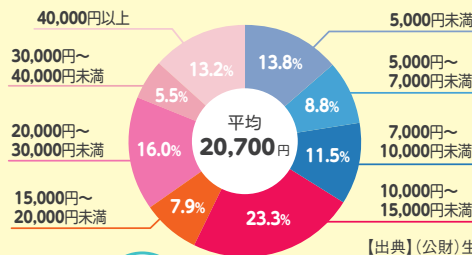
団体割引 **5%** 適用

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。



入院費って
いくらぐらいかかるの?

入院時の1日あたりの自己負担費用



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

[集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]

だから 長期の入院への準備ができると安心です。

POINT

- **入院1日目からしっかり補償!** 1回の入院(*1)について180日を限度に1日目から入院保険金を補償します。
(*1) [1回の入院]とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- **総合先進医療保険金**
病気やケガで先進医療(*2)を受けたときに、保険金をお支払いします。
(*2) 対象となる先進医療については、お手続きサイトに掲載の「補償の概要等」をご確認ください。
- **総合先進医療一時金**
総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。
- **医師の診査は不要**
※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
- **病気だけでなくケガの入院・手術も補償!**

お支払いする保険金・保険金額

	男性・女性共通		女性のみ	
	MM2タイプ	MM3タイプ	MW1タイプ	MW2タイプ
疾病・傷害入院保険金(日額)	10,000円			
疾病・傷害手術保険金	手術1回につき入院保険金日額の 重大手術:40倍 左記以外の入院中以外の手術:5倍 左記以外の入院中の手術:10倍			
放射線治療保険金	10万円			
三大疾病・重度傷害一時金	—	25万円	—	25万円
総合先進医療基本保険金	600万円限度			
総合先進医療一時金	10万円			
成人病入院保険金(日額)	10,000円			
成人病手術保険金	手術1回につき入院保険金日額の 入院中以外の手術は5倍・ 入院中の手術は10倍			
成人病放射線治療保険金	10万円			
特定疾患保険金	—	30万円	—	30万円
女性のために	女性入院保険金(日額)	—	10,000円	
	女性形成治療保険金	—	20-40万円 病気やケガにより、所定のはん痕形成術・変形形成術・乳房切除術のいずれかの手術を受けた場合	

保険料表(月払)

●引受対象年齢:満5歳以上満89歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。

(単位:円)

加入年齢	MM2タイプ	MM3タイプ	MW1タイプ	MW2タイプ
20～24歳	1,920	2,140	2,470	2,690
25～29歳	2,090	2,310	2,930	3,150
30～34歳	2,240	2,460	3,180	3,400
35～39歳	2,470	2,730	3,120	3,380
40～44歳	2,860	3,180	3,360	3,680
45～49歳	3,770	4,200	4,250	4,680
50～54歳	4,940	5,560	5,380	6,000
55～59歳	6,990	7,800	7,300	8,110
60～64歳	10,010	11,080	10,200	11,270
65～69歳	13,860	15,370	14,040	15,550

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年4月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。



●医療補償には、医療情報研究倶楽部の会員およびそのご家族の方(配偶者・子供・両親・兄弟および会員本人と同居の親族)がご加入いただけます。ただし、団体契約の始期日時点(2025年4月1日現在)の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。保険料表に記載のない保険料は取扱代理店にお問い合わせください。

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

突然介護が必要な状態になった時に…

介護補償

団体割引 **5%** 適用

注意 当該補償は他の補償にご加入いただいている方のみ、ご加入可能です。

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)^(*)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)を受け取れます。(独自基準追加型(要介護2))

(*) 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、お手続きサイトに掲載の「補償の概要等」をご確認ください。



公的介護保険はあるけれど…

介護にかかるお金は…?

一時費用^(*)の合計

平均 **74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

(*) 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に必要な主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 自走式…6~19万円 ■ 電動式…30~50万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■ いす式直線階段用…50万円 ※工事費別途 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 15~50万円 ※機能により金額は異なる
手すり	ポータブルトイレ	移動用リフト
<ul style="list-style-type: none"> ■ 廊下・階段・浴室用など…1万円~ ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水洗式…1~4万円 ■ シャワー式…10~25万円 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 据置式…20~50万円 ■ レール走行式…50万円~ ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」2021年7月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった**資金準備**があると安心です。

POINT

● **本人、配偶者のご両親も保険の対象となる方(被保険者)ご本人としてご加入いただけます**

本人・配偶者・子・両親・兄弟・本人と同居の親族のいずれでも被保険者(保険の対象となる方)の範囲に含まれます。
※本人とは医療情報研究倶楽部の会員のことをいいます。

● **独自基準追加型で39歳以下もカバー**

公的介護保険制度では保障されない39歳以下の方が要介護状態になった場合や、40歳~64歳の方でケガ、交通事故等により要介護状態になった場合も補償します。



保険金額・保険料表(月払)

● 引受対象年齢: 満5歳以上満84歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。

(単位:円)

タイプ	K3タイプ		
	独自基準追加型(要介護2)	補償の型	独自基準追加型(要介護2)
補償の型		補償の型	
保険金額	300万円	保険金額	300万円
加入年齢		加入年齢	
5~9歳	10	45~49歳	260
10~14歳	10	50~54歳	360
15~19歳	10	55~59歳	520
20~24歳	20	60~64歳	1,120
25~29歳	30	65~69歳	2,330
30~34歳	60	70~74歳	5,110
35~39歳	110	75~79歳	11,740
40~44歳	220	80~84歳	22,190

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2025年4月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

傷害補償

団体割引 **5%** 適用

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

NEW!

- 「個人賠償責任補償特約」の保険料を改定します。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。

たとえば…

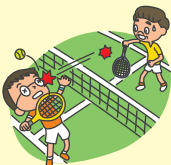
交通事故によるケガ



工作中的のケガ



スポーツ中のケガ



家庭内でのケガ



旅行中のケガ



POINT

- 「**地震** **噴火** **津波** によるケガ」も補償します!(天災危険補償特約(傷害用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたときに、保険金をお支払いします。
- ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします
- ケガで入院(*1)や手術(*2)をしたときに、保険金をお支払いします

(*1) 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
(*2) 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- ケガで通院(*3)したときに、保険金をお支払いします

(*3) 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。



プラス

賠償・財産・費用に関する補償

● 携行品(免責金額5,000円)

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)等は、補償の対象となりません。

たとえば…

- 旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- 外出中、ハンドバッグをひったくられた。



● 救援者費用等

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急な捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に、保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表(月払)

※ご加入口数は1口のみです。

補償内容		FG3タイプ	FG5タイプ
傷害補償	死亡・後遺障害保険金	1,000万円	
	入院保険金(日額)	10,000円	5,000円
	手術保険金(*1)	入院保険金日額の5倍(入院中以外の手術)または10倍(入院中の手術)	
	通院保険金(日額)	5,000円	3,000円
携行品 免責金額(自己負担額)5,000円		50万円	-----
救援者費用等		500万円	-----
個人賠償責任		国内:1億円 国外:1億円	-----
保険料		年齢にかかわらず 4,450円	年齢にかかわらず 2,880円

(*1) 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

●上記保険料は職種級別A(会員の医師等)の方を対象にしたものです。その他の職種の方は取扱代理店にお問い合わせください。

各補償項目の保険の対象となる方(被保険者)の範囲は？				
	ご本人(*1)	ご本人の配偶者	ご本人またはその配偶者の同居の親族	ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様
傷害・携行品・救援者費用等	○	×	×	×
個人賠償責任	○	○	○	○

※個人賠償責任において、ご本人(*1)が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

※この続柄は損害の原因になった事故発生時におけるものをいいます。

(*1) 下表の範囲に該当し、かつ加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

保険の対象となる方(被保険者)ご本人について	① 医療情報研究倶楽部の会員	② 左記[①]のご家族 (配偶者・子ども・両親・兄弟および会員本人と同居の親族)
------------------------	----------------	---

※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については、お手続きサイトに掲載の「保険の対象となる方の範囲」をご確認ください。

● 個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)(*1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



たとえば...

- 買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- 自転車運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。

(*1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

ご加入者向けサービスのご案内

※医師賠償責任保険のみにご加入の方は下記サービスをご利用いただけません。



「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。

ご利用はフリーダイヤルにお電話いただくだけ!様々なサービスがご利用いただけます!

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

- 緊急医療相談**
 常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。
- 医療機関案内**
 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。
- 予約制専門医相談**
 様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。
- がん専用相談窓口**
 がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。
- 転院・患者移送手配*1**
 転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。
 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
 ※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

- 法律・税務相談**
 提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
 ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
 ※ 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- 社会保険に関する相談**
 公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
 ※ 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
- 暮らしの情報提供**
 グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

- 暮らしの情報提供 午前10時～午後4時
- 法律相談 午前10時～午後6時
- 税務相談 午後2時～午後4時
- 社会保険に関する相談 午前10時～午後6時

0120-285-110

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

- 電話介護相談**
 ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
- インターネット介護情報サービス**
 情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
 ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp
- 各種サービス優待紹介*2**
 「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

- 電話介護相談 午前9時～午後5時
- 各種サービス優待紹介 午前9時～午後5時

0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
 *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

メンタルヘルスサポート

自動セット

※団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

- メンタルヘルス電話相談**
 職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。
- 受付時間(日祝を除く)**
 午前9時～午後9時

0120-783-503

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

■脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」
ホームページアドレス <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修:川島隆太氏

- ※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
- ※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットなどのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*1」をご紹介します。*2

- *1 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
- *2 年会費については、お客様にご負担いただけます。

■脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■検索支援サービス

緊急連絡ステッカー

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*3。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

- *3 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
- *4 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」

「みまもりあいアプリ」は(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*4」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

- *4 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



こころの目でみまもりあえる街を。



みまもりあい
プロジェクト

平仮名「みまもりあい」で検索、または上記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。

■認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*5」をご利用いただくことも可能です。

- *5 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内を行います。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■緊急連絡ステッカー	■「認知症の人と家族の会」紹介	午前9時～午後5時
■脳の健康度チェック		午前9時～午後5時
■認知症介護電話相談		午前9時～午後5時

☎ 0120-775-677

☎ 0120-002-531

☎ 0120-801-276

ご注意ください
(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といえます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。



よくある Q&A



Q1 保険料のお支払い方法はどちらがよいですか？

A1 お申込画面からWEBで口座を登録ください。
WEBで登録が難しい場合には、代理店までご連絡ください。

Q2 保険料はいつから引落されますか？

A2 加入月の翌々月です。
4月1日保険始期の場合は、6月から引落されます。
振替日は毎月27日(土日祝日は翌営業日)です。

Q3 保険料の引落ができない場合はどうなりますか？

A3 預金不足等で指定口座から保険料の振替ができない場合は、翌月に2カ月分の保険料を振替ます。2カ月連続で振替ができない場合は、原則として2回目の引き落とし不能月の翌月末までに満期までの未払込保険料をお支払いいただくこととなります。そちらも期日までにお支払いいただけない場合はご契約が解除となります。

Q4 保険期間の途中でも新たに加入できますか？

A4 可能です。
インターネットからのお申込となります。
スマートフォンやパソコンからのお手続きをお願いします。



URL: <http://ezoo.jp/ds5/mic25042412>

※既加入の方で加入締切日以降に加入内容の変更を希望される方は、取扱代理店までお申し出ください。

Q5 加入内容の変更をしたいのですがどうすればいいですか？

A5 毎月20日締切で翌月1日付けのご加入内容の変更を受け付けています。
代理店までご連絡ください。

●ご加入内容に関する大切なお知らせ *現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、加入締切日までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の表紙、または上記に掲載している二次元コード内掲載の保険料・補償内容等にて、引受保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

*その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により引受保険会社側から加入をお断りすることがございますので、ご了承ください。(所得補償・団体長期障害所得補償・がん補償・医療補償・介護補償)

●ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

所得補償、団体長期障害所得補償につきましては、毎年の更新時に所得金額の増減に応じた月額保険金額(支払基礎所得額)の見直しをお願いいたします。

この保険は、医療情報研究倶楽部をご契約者とし、医療情報研究倶楽部会員等を保険の対象とする医師賠償責任保険、団体総合生活保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として医療情報研究倶楽部が有します。

このチラシは、医師賠償責任保険、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。団体総合生活保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡ししています「普通保険約款および特約」によりませんが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。商品の内容等については、表紙、または上記に掲載している二次元コードからご参照できます。

お問い合わせ先 ご不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

【取扱代理店】

株式会社パイオニア

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-4-16 小泉第2ビル3階

TEL: **0120-010-938** (平日9:00~17:00)

HP: <https://www.pioneerltd.com/>

メールアドレス: tokyo@mail.p-med.jp

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

(担当部署)

医療・福祉法人部

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL: **03-3515-4143** (平日9:00~17:00)